

財務省告示第三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年一月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	二六、九一九トン
五	八四二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五三三トン	五六二トン	一一、三四五トン	七六、 八八トン	三、 三九八トン	七二トン	三一六、 九三二トン	一、 五九、七 トン	四、 三八七、 一七五トン	六、 一五七トン	一、 七一四トン	三、 九二五トン	二四、 五三三トン	トン	トン	二 トン

二九	一、四五 トン
二八	一一六 トン
二七	一二、三八 三トン
二六	一、六四五 トン
二五	トン
二四	一四・二二 トン
二三	四、五六 五トン
三三	一一三 トン
三一	三三、 五九 トン